

税務トレンダード四季報

第61回

せんが、給与所得控除の引き上げは所得税と連動しているため、令和8年度分から住民税にも適用されます。

令和7年度税制改正大綱発表

令和7年度の与党税制改正大綱が決定しました。所得税が生じる「年収103万円の壁」に自民、公明両党の国民民主党への提案を維持し123万円に引き上げます。令和7年分所得税から適用します。国民民主党が求めてきた178万円に関する、「3党幹事長による「178万円を目指して、来年から引き上げる」との合意内容を記載するにとどめました。国会で審議されますが、与野党の状況により変更の可能性があると思います。

1. 所得税の基礎控除等の引き上げ

103万円の壁引き上げでは、基礎控除48万円と給与所得控除の最低額55万円をそれぞれ10万円ずつ拡大します。令和7年分は年末調整で対応します。住民税の基礎控除見直しは盛り込みま

2. 特定扶養控除の要件の確認

大学生の年代(19~22歳)の子を扶養する親の税負担を軽減する特定扶養控除の要件緩和に関する特典扶養控除の要件緩和に関しては、国民民主党の要望を念頭に、子の年収制限を103万から150万円に引き上げます。150万円を超えた場合は、親の所得税に縮小する仕組みを設けます。

3. 中小軽減税率は2年延長も

グループ通算法人を対象除外中小法人等の軽減税率の特例(所得800万円以下は法人税率15%)について、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長します。同時に「所得10億円超の中法人等には、17%の税率適用する」「グループ通算制度の適用を受けている法人を特別税率の対象法人から除く」といつた見直しを行います。

5. 退職所得控除の調整規定等の見直し

中小企業経営強化税制では、収益力強化設備(B類型)につ

いて、売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を行い、適用期限を2年延長します(令和9年3月31日を期限とする)。

4. 令和8年より防衛特別法人税、所得税の施行は未定

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の詳細案が示されました。法人税に関しては、「法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税(仮称)を課す」「防衛特

別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する、「課税標準となる法人税額から500万円を控除する」としています。

6. 確定拠出年金の限度額

確定拠出年金(DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)の会員等の共通拠出限度額を月額5.5万円から6.2万円に引き上げます。給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整としては、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円に設定し、在職老齢年金制度の見直しの結果を確認した上で、法制化しま

す。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤

Q
M

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みHPから
URL <https://www.office-m.co.jp/>

第145回 DEPSセミナー テーマ『令和7年度 税制改正について』

「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。大綱では、「103万円の壁」の引き上げ、子育て支援に関する政策税制、確定拠出年金制度(DC・iDeCo)の拡充、退職所得控除の調整規定の対象拡大、「防衛特別法人税」の創設、そのほか既存制度の期限延長などが盛り込まれました。令和8年度以降に先送りされた主な検討事項として公的年金等控除の調整、高校生の扶養控除の見直し、ひとり親控除の拡充などがあります。

本セミナーでは、税制改正大綱で発表された改正点を中心に、セミナー当日までに判明している具体的な内容について解説します。

- | | |
|----------------------------------|---|
| ◆日 時 令和7年2月19日(水)14:00~16:00(予定) | ◆受 講 料 お一人様2,000円(税込) |
| ◆講 師 税理士 光廣 昌史 | ◆お問合せ 株式会社 DEPS
〒730-0801 広島市中区寺町5番15号 広島城南リバーサイドB.L.D
TEL 082-296-5080 |